

対象業者	住所：沖縄県沖縄市南桃原四丁目33番3号 商号又は名称：三建設機械株式会社 代表者氏名：代表取締役 宮里 真由美
指名停止期間	指名停止期間 令和8年1月6日から令和8年1月19日まで (2週間)
理由	上下水道局工務課発注の市道美東小学校線配水管布設工事において、作業員1名の負傷者が生じたため。 (「沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領」別表第1第2項第3号に該当。)
備考	指名停止の対象範囲は、沖縄市上下水道局の発注する工事等のすべて（下請けを含む）

別表第1(第2条関係)

契約相手としての適格性及び事故に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
<p>2 市工事の施工を原因として、施工中・施工後を問わず、死者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>(1) 3名以上の死者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 死者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき。</p> <p>(3) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき（軽微なものを除く。）。</p>	<p>2 当該認定をした日から</p> <p>(1) 4か月以上6か月以内</p> <p>(2) 2か月以上3か月以内</p> <p>(3) 2週間以上1か月以内</p>